別表第十四機械加工の項中「工業彫刻法　工業彫刻作業」を削り、同表製本の項を削る。

別表第十四の二製本の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に製本科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第五に定める基準（以下「新基準」という。）による製本科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第五に定める基準による訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新基準による当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

（技能検定に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に旧規則別表第十二から別表第十三の二までの検定職種の欄に掲げる製本に係る技能検定において学科試験の試験科目のうち書籍製本法、雑誌製本法又は商業印刷物製本法を選択して学科試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項から第四項までの規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二から別表第十三の二までの検定職種の欄に掲げる製本に係る技能検定において学科試験に合格した者とみなす。

2　この省令の施行前に旧規則別表第十二から別表第十三の二までの検定職種の欄に掲げる製本に係る技能検定において実技試験の試験科目のうち書籍製本作業、雑誌製本作業又は商業印刷物製本作業を選択して実技試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項から第四項までの規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二から別表第十三の二までの検定職種の欄に掲げる製本に係る技能検定において実技試験に合格した者とみなす。

告　示

○金融庁告示第六号

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所　ウィリアム・R・ホーガン　東京都港区白金四丁目十四番一号

○法務省告示第五十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年三月三日から効力を生ずる。

平成二十四年二月十五日

法務大臣　小川　敏夫

沖縄県島尻郡伊平屋村長

北海道白糠郡白糠町長

○法務省告示第五十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年二月十五日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　デービッド・アルバグリ

生年月日　千九百六十二年十二月十一日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第五十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年二月十五日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　ジャスティン・アレキサンダー・サヴィッジ

生年月日　千九百八十年九月二十八日

国　籍　連合王国

○法務省告示第五十四号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第四項第二号ハの規定（他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、電子証明書の指定について次のように定め、本日から施行する。

なお、平成十九年法務省告示第二百三十二号は、平成二十四年二月十四日限り、廃止する。

平成二十四年二月十五日

法務大臣　小川　敏夫

1　商業登記規則第36条第4項第2号ハの電子証明書

(1)　セコムパスポート　for　G―ID（平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第8号）の用に供するために作成された電子証明書

(2)　ビジネス認証サービスタイプ1（平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第6号）の用に供するために作成された電子証明書

(3)　CTI電子入札・申請届出対応　電子認証サービス（平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第13号）の用に供するために作成された電子証明書

(4)　司法書士認証サービス（平成19年総務省・法務省・経済産業省告示第9号）の用に供するために作成された電子証明書

(5)　MJS電子証明書サービス（平成18年総務省・法務省・経済産業省告示第10号）の用に供するために作成された電子証明書

○国税庁告示第五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人じゃっど	鹿児島県薩摩川内市神田町一一番二〇号	小幡　順子	平成二十四年二月十六日から平成二十九年二月十五日まで

○国税庁告示第六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月十五日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人サイド・バイ・サイド・インターナショナルの項中「東京都世田谷区宮坂三丁目三五番二二―一一号」を「東京都世田谷区千歳台一丁目一六番七号二〇三」に改める。

○文化庁告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
塩飽勤番所跡	昭和四十五年文部省告示第二百五十三号及び平成二十四年文部科学省告示第十号	丸亀市（香川県）